

平成 24 年第 9 回岐阜市教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成 24 年 7 月 27 日(金)午後 1 時 30 分

2 場 所 岐阜市役所南庁舎 3 階 教育長室

3 出席委員 後藤委員長、矢島委員、中島委員、小野木委員、早川教育長

4 議事日程

第 1 開会

第 2 会議成立の宣言

第 3 前回会議録の報告、修正及び承認

第 4 会議録署名者の指名

第 5 議事

(1) 第 36 号議案 岐阜市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について

(2) 第 37 号議案 岐阜市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の報告について

※(3) 第 38 号議案 平成 25 年度岐阜市立小中学校の教科用図書の採択について

※(4) 第 39 号議案 平成 25 年度岐阜特別支援学校の教科用図書の採択について

※(5) 第 40 号議案 平成 25 年度岐阜商業高等学校の教科用図書の採択について

※(6) 第 41 号議案 岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱について

※(7) 第 42 号議案 岐阜市ドリームシアター岐阜運営審議会委員の委嘱について

※(8) 第 43 号議案 岐阜市青少年会館運営委員会委員の委嘱について

※(9) 報第 18 号 平成 24 年度岐阜市教育委員会臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員の任免について

※(10) 報第 19 号 岐阜市学校職員の人事について

※(11) 報第 20 号 岐阜市公民館主事の任免について

※の議案及び報告は、秘密会形式で審議した。

第 6 報告

(1) 第 2 回及び第 3 回岐阜市総合計画審議会について

(2) 岐阜市要保護及び準要保護児童生徒の認定について

(3) いじめ問題について

5 議事の経過

[開会 午後1時30分]

後藤委員長： 只今から、平成24年第9回教育委員会定例会を開会します。本日は、5人の委員が出席しており、会議は成立します。
議事日程等に従い、順次進めていきたいと存じます。
前回の定例会の会議録については、出席委員において先程承認されました。
今回の会議録の署名者につきましては、出席委員においてお願いします。

本日は、議案8件、承認を要する報告3件、その他の報告2件となっています。
本日は秘密会で行うべき案件があるようですが、事務局いかがですか。

長谷川教育政策課係長： 第38号議案から第40号議案は教科書採択に関する議案ですが、採択に関して、国から、静謐な採択環境を確保して、採択事務を円滑に執り行うよう通知されているところでございます。また、第41号議案から報第20号までは、人事案件でございます。以上の議案等について、会議の最後に、秘密会により審議をお願いしたいと存じます。

後藤委員長： 只今、事務局から、第38号議案から報第20号について、会議の最後に秘密会で審議を行いたいとの要望がありました。ご異議ありませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(全委員の挙手あり)

後藤委員長： 異議なしとのことですので、第38号議案から報第20号については、秘密会形式にて会議の最後に審議を行うこととします。

では、議事日程第5の議案に入りたいと思います。
最初に第36号議案につきまして事務局から説明の方をお願いします。

長谷川教育政策課係長： 教育政策課でございます。よろしくお願いいたします。表紙に議事日程とあります冊子の2ページをご覧ください。第36号議案「岐阜市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について」でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条は、教育委員会の会議その他議事の運営に関する必要な事項の細目を、教育委員会規則で定めることとしており、本市ではこれに基づいて教育委員会会議規則を制定しております。

この会議規則は、昭和31年の制定以来、3度の小改正を経ながら今日まで維持されてきましたが、この度、円滑な会議手続の実施を目的とした、規定の改正をお願いしたいと考えております。

各条の説明に入ります。第5条は、会議の招集に関する規定で、書面をもって委員の皆様へ通知すること、通知には、定例会にあつては、会議の場所・日時を、臨時会にあつては、これらに加えて会議に付議すべき事件を記載することとしております。

第5条に関して2点ご説明申し上げます。1点目、招集の手続を告示から委員の皆様への書面による通知に変更することとしておりますが、招集とは本来、委員の皆様へ一定の日時に一定の場所へお集りいただくよう要求する行為ですので、手続を本来の趣旨に従い改めるものでございます。

また、告示とは、法令等の規定や権限に基づき、処分や決定した事項を公式に広く一般にお知らせする方法をいひまして、市役所前の掲示場に文書を吊るして示す方法により行われていますが、今日、実際に、より多くの市民の皆様へ教育委員

会会議の開催をお知らせする方法といたしましては、インターネットのホームページが優れていると考えられ、既に私どもにおいてもそうした取扱いをしているところです。今般の規則改正後も、その取扱いを続けてまいります。

2点目、定例会の招集通知事項から、会議に付議すべき事件を除いておりますが、これについては、会議規則第8条という規定が別にございまして、別に議事日程をお知らせする機会が設けられておりますので、手続を速やかに進める観点からこの規定を削除させていただきたいと考えております。

第7条は、会期に関する規定でございますが、現状に合わせて原則1日とするものでございます。

3ページにまいりまして、第8条、開会等の宣告に関する規定でございますが、開会等の手続をより明確にするとともに用語の整理を行うものでございます。

第10条、傍聴に関する規定を、会議の公開に関する規定に追加するものでありまして、傍聴の詳細は、第4項にありますように、別途規定する傍聴規則によることとなります。

第10条の2は新設でございますが、第14条の議事の順序を削除し、会議の順序に関する規定を新たに設けるもので、議事とは審議の手続を意味しますので、議事とそれ以外を区分しまして、その順序と用語の整理を行うものでございます。

最後に、4ページにまいりまして、第38条ですが、会議録の記載事項に関する規定で、他の規定に合わせて用語の整理を行うものでございます。

規則の改正については以上でございますが、教育委員会の会議の活性化策として、こうした改正のほか、事務局の説明の機会や内容を充実すること、会議録の積極的な公開などを実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

後藤委員長： 只今ご説明がございました第36号議案につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

(委員への確認)

後藤委員長： ないようですからお諮りします。
第36号議案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

後藤委員長： ご異議がないようですので、第36号議案については原案のとおり決することとします。

続きまして第37号議案に移りたいと思います。事務局よりご説明願います。

長谷川教育政策課係長： 引き続き教育政策課でございます。別冊1と書いた冊子をご覧ください。第37号議案についてご説明申し上げます。第37号議案は「岐阜市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の報告について」でございます。

本件は毎年1回お諮りしております。1ページから2ページにかけて記載がございますが、まず根拠となりますのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定でございます。第27条につきまして、3点要点がございます、まず1点目、教育委員会は、自己の権限に属する事務の管理・執行の状況について、毎年、点検・評価を行わなければならないこと、2点目、点検・評価にあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るべきこと、3点目、点検・評価の結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされております。

2ページの中段にあるように、岐阜市におきましては、(1)の教育委員会の活動状況等、(2)の事務の管理及び執行の状況につきまして、それぞれ、学識経験者による検討を経まして、ABCDの評価を付す方法によっております。

本日は、この、学識経験者による検討を経た、事務の管理・執行の状況についての点検・評価の結果をお諮りするものでございます。

内容についてでございますが、(1)の教育委員会の活動状況等については、詳細は3ページから5ページに記載がございます。(2)の事務の管理及び執行の状況につきましては、6ページから10ページまでがその総括、11ページから60ページまでがその詳細でございます。6ページから10ページまでの総括は、岐阜市の教育基本方針に沿って分類しておりますが、それぞれの事業につきましては、先ほど申し上げましたように、11ページから60ページに記載がございます。61ページからは73ページまでは学識経験者のコメントがございます。74ページ以降は附属資料となっております。

言うまでもなく点検・評価は、個々の事業のABCD判定に尽きるものでなく、それぞれの事業の改善を目指して行われるものでございますが、参考までに、先ほどの(2)の事務の管理及び執行の状況を昨年度と対比いたしますと、それぞれ入れ替わりはございますが、6ページの(1)にありますように、Aと評価されたものが73.5%、Bと評価されたものが23.5%、Cは3.0%となっております、全体として昨年度Bであって今年度Aとされたものが1.9ポイント増となっております。以上でございます。

後藤委員長： 大変な資料でございますが、第37号議案について、ご質問、ご意見はございませんか。

中島委員： 平成23年度の点検・評価は、先日の子ども家庭課主催の次世代育成の方で色々出ていました、その項目と一緒にですか。

長谷川教育政策課係長： 必ずしも一緒ではありません。

中島委員： ではあそこに掲示してあって、こちらに掲示していないものもあるということですか。

長谷川教育政策課係長： そのとおりです。

中 島 委 員： わかりました。ありがとうございました。

後 藤 委 員 長： ほかはどうでしょうか。たくさん項目がございます。事務局の方からどの項目でも結構ですので、ここで記してないことで、ここで述べた方がいいだろうということがありましたら仰ってください。

中 島 委 員： 「C」評価が気になりますね。

後 藤 委 員 長： 「C」評価は二つありますね。25ページと49ページですね。

中 島 委 員： 49ページの補助金の「C」評価というのはどういうことですか。

長谷川教育政策課係長： 岐阜市レクリエーション協会運営費補助金ですね。市民体育課の所管でございます。

上松市民体育課長： 岐阜市のレクリエーション協会に関する補助金に関して、この協会は自主運営をした方がいいという指摘をされています。今はまだ補助金が出ている状態で、今年度中に、いつまでに自主運営ができるかと言うことを協議していきたいということでお話をさせていただき、評価していただきました。

中 島 委 員： 自主運営は進んでいるのですか。

上松市民体育課長： そういう指摘がありましたので、相手の団体に対して終期を決めて話し合いましょうという呼びかけをしています。

中 島 委 員： 呼びかけをしていて、また来年度こういう形にはならないですか。

上松市民体育課長： ならないようにしたいと思います。

中 島 委 員： お願いします。

島 塚 事 務 局 長： 補足ですが、一度作った制度を止めると申し上げてご理解をいただくのになかなか時間がかかります。決してこのままでいいと認識していませんが、関係者との話し合いをする中で、来年からいきなりなしにするのは色々と問題があるということで、慎重に進めています。

後 藤 委 員 長： 合わせて25ページの事業についても補足していただけますか。

小栗学校保健課長： 小児生活習慣病予防対策についてですが、小学校5年生の児童を対象に、血液検査をしております。25ページにありますように、検査内容は総コレステロール、中性脂肪、尿酸値で、そのうちの1つでも検査にひっかかった子どもたちの割合が30%以下ならいいだろうとしています。検査後アンケートを配っただけでフォローが

されていない点、もっと小さい頃から対処をしなければ割合が下がらない点について評価をされました。

後藤委員長： 保健所との連携というのはいないですか。

小栗学校保健課長： 保健所との連携は今のところありません。

中島委員： 生活習慣病には、食と生活と色々な要素が含まれていると思います。これについては、学校教育の問題よりも家庭教育の問題の方がすごく大きいと思うので、委員長が仰ったようにぜひ保健所と連携をとってほしいと思います。

小栗学校保健課長： 数値が超えた子どもに対しては、学校医の方からの指導などを行っているのですが、なかなか改善されません。

中島委員： もっと上がっていくような怖い数字です。

早川教育長： 点検・評価委員の方からは、モデル校を指定して、そこでモデル的な取組みをすることが必要ではないかというご指摘をいただいているので、どこか適当な学校を指定して取り組んでいきたいと思っております。

中島委員： お願いします。

後藤委員長： ほかに質問はいいですか。それでは私から1つ。コミュニティ・スクールに関してですが、県市町村教育委員会連合会の役員として東京へ出張した際に、文科省の方からコミュニティ・スクールのお話をききました。

岐阜市では先進的にそうした取組みをいくつかの学校でやっています。岐阜県の中では、岐阜市のほかには多治見市だけが取り組んでいると思います。今岐阜市では8校です。文科省の話では、全公立小中学校の1割、3千校くらいに拡大すると言っていたように思います。

ここで申し上げたいのは、コミュニティ・スクールに何を求めるのかということです。最終的には地域とともに教育力のアップ、特に子どもへの教育力のアップのためにするものと思うのです。

コミュニティ・スクールについて、勿論教員は職務として行うのであって、そのほかに保護者、地域の方、教育委員会で会を持って進めていくわけですが、学校がフルに教育活動するための1つの手段ではないかと思います。教育力は、保護者や地域の方の力を借りてこそ一層伸ばしていけます。私も学校訪問などの際に、保護者や地域の方が学校に関わっているところはそれなりの成果が出ていると感ずるのです。

岐阜市では8校で進めていただけていますが、コミュニティ・スクールに必ずしも拘る必要はなく、如何にして総合的に教育力のアップを図るか、を課題にすべきです。岐阜市の場合は人事的なことには関わっていませんが、形に囚われすぎているところが難しさと呼んでいるのではないかと思います。決してコミュニティ・スクー

ルをやること自体が目的ではありません。

色々な話を聞くたびにそう思いますのであえてこの場で申し上げました。

大塚学校指導課長

教育長が、教育委員会の4つの重点の1つとして、地域の組織が持つ教育力ということを抑っています。平成25、26、27年度の3年間のうちに、全小中学校をコミュニティ・スクール化するという計画を作ろうとしています。委員長さんが仰ったように、学校現場では、学校支援部会のようなものがしっかりできないと、コミュニティ・スクールにならないと捉えられています。コミュニティ・スクールのコミュニティ・スクールたる所以は、学校評議員会が意見を承るだけなのと異なって、学校運営協議会において委員に学校運営に参画していただき、運営の方針を決めたり、その他の取り組みをする部分にありますので、学校運営協議会に重点を置いたコミュニティ・スクールを進めるよう段取りをしたいと思います。

早川教育長：

補足させていただきますが、公立学校の存在価値は、コミュニティの中の有り様にあることは間違いありません。震災があつて新しいコミュニティのあり方が論議される中で、地域の課題は学校の課題で、学校の課題は地域の課題であつて、それらが一体化していると思います。地域の組織が子どもに与える影響が大きいことは色々なところで証明されていて、岐阜市には子ども会や青少年育成や民生委員など色々な優れた組織があります。その組織に学校からもう少し電流を流してやることによって、学校を支えていただける体制がより強化できると思うのです。そうしたことが子どもの育ちに大きく影響するので、できれば3年間のうちに全ての学校で実施したいと思っております。ご支援の程よろしく申し上げます。

後藤委員長：

ほかに何かございませんか。ないようですので、お諮りしたいと思います。第37号議案につきまして原案のとおり決することとしてご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

後藤委員長：

ご異議がないようですので、第37号議案につきましては原案のとおり決することといたします。

では、議事日程第6の報告に移りたいと思います。報告(1)について、中島委員が、先日出席された岐阜市総合計画審議会について報告されるということですのでよろしく申し上げます。

長谷川教育政策課係長：

表紙の右上に別冊2と書いてある冊子をご覧ください。

中島委員：

第2回、第3回の会議が開かれました。その中で多くの委員さんの発言として、岐阜市全体のことなので、岐阜市だけのことを考えるのではなく、近隣との交通の事や、岐阜市へ来ていただくことを何か考えなければならぬというご意見がありました。それは、勿論交通の便もそうですけれど、今度新しくインターができるということで、あちら側の土地の活用などさまざまな意見が出ていました。

中にはとても具体的に、金華山構想について熱く語っていらっしゃる方もいました。駅前から柳ヶ瀬を通して、新しい図書館を通して、鶯飼ミュージアムまで歩いて散策する、回遊できるルートを整備するべきではないかという意見もありました。

新しい図書館というのが皆さんの口から出ていましたので、とても期待されている施設だなと思いました。後は鶯飼ミュージアムという言葉も出ていましたので、注目されている施設だと強く感じました。

その他教育委員会として関わっているものとして、コミュニティ・スクールがあります。皆さん注目されていて、地域の絆をコミュニティ・スクールで強くしていくことが防災の面でも必要だ、とたくさんの方が意見されていました。

会議は7月で一旦終わりました、次回が9月か10月と聞いていますので、清流国体が終わってからの開催になるようです。皆さん積極的に意見を言われます。膨大な資料を作られた担当課に、こんなおぎなりの計画はだめだという方もいらっしゃって、とても活発にご意見を言われるので、とても充実した時間を共有させていただきました。以上です。

後藤委員長： 資料をご覧になって今の報告について何かご質問、ご意見ございますか。

早川教育長： 市長さんが教育立市と言われます。教育立市に関してはどういう話になっていますか。

中島委員： 基本計画なので、教育立市は必ず上がっています。ほかにも色々な立市が上がっています。教育立市、雇用産業立市など立市がたくさん並んでおり、それこそ逆にあまりにもざっくりしすぎているので、ピンポイントにした方がいいのではないかと、というご意見も出ました。それに対して、総合計画は岐阜市全体の計画であり、立市はそこから枝分かれしていくものだから、立市を並べたいということでした。

小野木委員： 教育の部分ではどういうことをやるのですか。

中島委員： 今細かいところまでは見えません。

後藤委員長： 10ページの上に「将来の市民の姿、人生を楽しもう」というところに「将来の夢や目標を持っている中学生の割合」があり、その下に「高等学校卒業生の進学率」が71.9%と書かれています。それを10年後に83.0%にするとあります。これが教育立市なのでしょうか。これは大学なり学ぶところに進むということで、確かにこれも1つだと思いますが、子どもたちの現状を見た時に、背景に何があるのかと疑問に感じました。

小野木委員： 大学に全員入れる時代になっています。行こうと思ったら全員行けるのですよね。

後藤委員長： 大学にたくさん行くことが教育立市なのでしょうか。教育として資質を高めることになるのでしょうか。フィンランドへ行かれて、専門学校等に進学するお話を伺いましたが、ここに書かれていることは岐阜市にとって何を意味するのか、背景はあるのか

といった思いを持ちました。

- 中 島 委 員： 小野木委員の意見を受けて1つ補足させていただくと、学校教育と生涯学習が一緒になっていたのでは、離すべきではないかという意見も実は出ていました。
- 早 川 教 育 長： 今委員長から発言のあった高校の卒業の進学率について、どのような背景で出てきたのか、わかる方はいらっしゃいますか。
- 島 塚 事 務 局 長： 教育委員会から出したものではないと思います。次回までに確認します。
- 中 島 委 員： ここにある色々な教育に係る事柄は、教育委員会から上げたものではないのですか。
- 中本教育政策課長： 一部事務局から上げたものもありますが、申し訳ありませんがわかりません。
- 中 島 委 員： 立場上不安ですので教えていただきたいのですが、教育委員会から上がっている箇所を教育委員として指摘できないと思ってしまい、なかなか聞きづらいことがあります。教育委員会から上がっているのに知らないの、と言われてはいけませんので。逆に教えていただくと助かります。
- 長谷川教育政策課係長： この総合計画の資料の作成過程ですが、私どもで原案を作成し、所管の企画部へ提出するというのではなく、企画部が作成した原案がこちらに点検に付されるという流れです。つまり事前に点検の照会を受けているのですが、この高等学校卒業者の進学率の記載は、私どもの発案ではありませんでした。企画部で何らかの意図をもって書かれていると思われま。
- 中 島 委 員： そういうことですね。
- 長谷川教育政策課係長： いずれにしても確認したいと思います。
- 後 藤 委 員 長： 「将来の夢や目標を持っている中学生の割合」の方を高くする方が良いと思います。
- 小 野 木 委 員： 「将来の夢や目標を持っている中学生の割合」の70.9%や72.0%というのは高すぎます。どういう数値なのでしょう。夢や目標を持っている中学生は、こんなに多いのでしょうか。
- 大塚学校指導課長 平成21年調査の70.9%を踏まえて、平成34年の72.0%という数字を出したということです。
- 中本教育政策課長： 教育に関する箇所ですが、21ページに理念のみを記したものがあります。何々しよう計画が、この見開きと次のページに出てきます。このうち21ページの下の方の「(4)人

生を楽しもう計画」において、左の現行基本計画から右の次期基本計画へと変えるという内容になっています。

後藤委員長： 上から重点的にやるということですか。

中島委員： 優先順位を記したものではないと思います。

小野木委員： 本当に思うのですが、最近力強さとか逞しさが無くなってきています。何とか力強さや逞しさという部分を小学校とか中学校で育てるといふ経験させてほしいです。悔し涙を流せる体験をどこかでやらないといけません。ずっとそれをせずに社会に入ってくるので、すぐに折れてしまうというのが多いです。これでは韓国や中国など他の国と日本は戦ってはいけません。アジアの中で戦っていかなければならない。戦える人材を育てていかないと。

優しさは十分にできたと思いますので、ぜひとも逞しさを育ててほしい。そして自分の意見をはっきりと言える人を出してほしい。学力だけでいけるのは1割か2割だと思います。後の7割や8割は根性などで、学力ばかりでは絶対無理です。落ちこぼれがどんどん出てきます。学力以外の部分で戦える、そういう粘り強さとか自分の意見を言える人たちを創れる教育をぜひとも目指していただきたいと思います。

中島委員： 悔し涙って大事ですね。頑張った努力があって、色々な体験があったから悔しくて涙が出てきます。何もしていない子たちは悔しいって涙は流せません。

小野木委員： 感動もないのです。

中島委員： 今聞いていてすごくそう思いました。

小野木委員： 我々の時代はクラブ活動があって、そこで多くのことを教えられました。しかし今はクラブ活動が本当にいい加減というか、先生たちも難しいのでしょうか、そこまではできないという状況になっています。クラブ活動以外でどうやってこういう経験をするか、大変難しい話だと思いますが、今のままでは絶対弱いんです。会社に入ってからすぐに辞めてしまう人がどんどん出て来ると思います。精神的に病んでしまう人も増えてくると思います。昔会社に入った頃は今よりもずっと厳しい環境だったかもしれない。それでも皆がやってこられたのは、それなりに子どもの頃に精神的に鍛えられているからだと思うのですが、今は残念ながらほとんど鍛えられる場がないと。そういうことをやってもらうほうが学力を上げるよりも大事なところがあると思います。

早川教育長： 学校でもどこでもそうですが、苦しいけれど皆と力を合わせたらできるようになる、というプログラムを作っていくとするわけですね。苦しいことをやる時に、親が、うちの子が苦しんでいるけれどどうするんだ、ということが結構あって先生も耐えられなくなってしまい、委員さんが仰るように、あまりに優しすぎる世の中が、結局優しくないようなところがあります。苦しいけれど、というプログラムがなかなかうまくいかない学校現状があります。頑張ったらできるようになった、ということができません。

後藤委員長： 手を差し出さないといけないところが疎かになっていて、手を出さなくていいところに手を出してしまうようなことがあります。その辺の価値観がややずれている所があるのでしょうか。

早川教育長： 修学旅行なんかでも子ども同士で自由行動にさせますよね。そうすると保護者の中に必ず、もし何かあったらどうやって学校は責任をとるのか、という方がいらっしやいます。それは放っておきなさいと言うのですが、不自由なことや想定できないことに対して身を委ねる事ができない、学校も子どもを鍛えることに臆病になっている現状があると思います。勿論怪我や事故があつてはいけませんが、今のご指摘は非常に重要で、考えていく必要があると思います。

後藤委員長： 以前も小野木委員が遅しさについて仰っていましたね。

中島委員： 女性がたくましく男性が弱いというのがありましたね。

早川教育長： 母親は息子に甘いですね。娘には厳しいから女の子はまだ育ちます。

後藤委員長： 母親と特に長男の関係というのがありますね。

小野木委員： 今長男しかいませんからね。次男、三男はほとんどいません。

後藤委員長： ほかはよろしいですか。

ないようですので、次に報告(2)に移りたいと思います。事務局から説明よりご説明願います。

大塚学校指導課長： 表紙に議事日程が書いてある冊子の5ページから9ページになります。「岐阜市要保護及び準要保護児童生徒の認定について」でございます。

最初に、就学援助制度について説明いたします。就学援助制度というのは、いわゆる公的扶助制度ですが、学校教育法第19条に「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」という規定がありまして、そこに掲げる就学援助の趣旨に沿って、学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助を行い、教育の機会均等に資することを目的としています。

国はこの制度に関して、色々な法律の中で、補助基準並びに範囲等を定めています。対象となる費用は、資料にあるように日本スポーツ共済掛金、給食費、学用品費等、校外活動費、修学旅行費でございます。就学援助の支給対象者ですが、岐阜市内に在住し、国・公立小・中学校に在籍している児童生徒の保護者です。それは大きく分けて2種類に分けられるのですが、1つは生活保護法の規定による要保護者、もう1つは教育委員会が、要保護者に準ずる程度に困窮しているため就学困難と認定する者でございます。

準要保護についての認定基準がございまして、1つはお手元にあるように児童扶養手当の支給を受けているとか市民税の非課税・減免とされている方です。もう1つは、前年度の所得を調査して、生保基準額の1.3倍未満の方々。

1.3倍以上1.5倍未満の方々については、個別に認定を行います。この認定にあたっては、申請をしていただきます。6月末、11月上旬、2月上旬の3回ありますが、今回はその6月末に申請され、選定し決定した結果を報告させていただいています。6ページにその結果を示してございます。

要保護については一番左側の列にありますが、小学校で180人、中学校は97人で合計277人です。前年度と比べると103.4%とやや増えているという状況でございます。

準要保護につきましては、小学校が2,525人、中学校が1,614人、合計4,139人というところでございます。前年度と比べると、若干数が減っているという状況です。

要保護、準要保護を合わせた数ですが、小学校2,705人、中学校1,711人で合計4,416人でございます。これは全児童生徒数の12.8%です。

年度ごとにどのように変化しているのかを表したものが次のページです。最近の特徴としては、要保護が平成22年度から増加して、準要保護が横ばい、微減となっています。以上です。

小野木委員： 7ページには年度ごとの推移が出ていますが、この間は生徒の数が減っていますよね。

後藤委員長： そうですね。6ページに書いてあります。

小野木委員： 比率としては見かけ以上に上がっているということですよ。

後藤委員長： これはまだ年度の途中で12.8%です。昨年度13.4%でした。

大塚学校指導課長： 昨年度は、年度末に13.4%という結果です。

小野木委員： お金の払い方ですが、例えば給食費などはそのまま学校に払うのではなく、親に払うのですか。それを何とかしないといけないのではないですか。

大塚学校指導課長： 準要保護家庭については、給食費などに限定して補助するので、勿論同意を得てですが、即そのまま入れてもらうという形をとっています。ただ、要保護についてはそういうものをひっくるめて、保護者の方に渡されることになっています。

中島委員： 払ってもらえますか。

大塚学校指導課長： 全部が全部というわけではないです。

小野木委員： 本来の趣旨が、子どもたちを助けるというものですよね。ですから直接学校へお金がいくべきではないですか。

後藤委員長： それは全国的な問題になっていますね。

島塚事務局長： 法的に直接控除できないというのがあります。

大塚学校指導課長： 要保護については生活全般を援助するという形になっています。準要保護は給食費や修学旅行費に限定されています。

島塚事務局長： 本来なら控除したいのですが法に抵触しますので一度はお渡ししないといけません。

小野木委員： 岐阜市の条例で何とか変えることはできませんか。

島塚事務局長： できないですね。

後藤委員長： 市によっては市長名で、いわゆる未払いに対してかなりシビアに対応して、それでかなり減っているところもありまして、県内には入学の際に給食費などについて契約をするという形で取組みをしているところもあります。

払わない理由として、給食を頼んでいないから、といったことを仰る保護者がいらっしやいます。勝手に食べさせているのじゃないかという論理、義務教育なら面倒をみてくれてもいいじゃないかという価値観で、払わないといったことを聞きます。そうした状況の中で、入学時に契約するという取組みをやっているところがあります。これは要保護、準要保護に直接的には関わらないことですが、間接的には関わってくることですね。

矢島委員： 就学援助の費目や金額などは法で決まっているのですか。条例ですか。

大塚学校指導課長： 法です。

矢島委員： 金額もですか。

島塚事務局長： 両方に国の財源が入っています。

後藤委員長： だいたい半分近かったですが、現在は以前よりも割合は減ったのですよね。

大塚学校指導課長： はい。

中島委員： 今年度に入ってから数字だと思いますが、昨年度と比べてすごく変化があったり逆に改善されたりした地域、この地区は、今年度は数字が上がってきているというようなところはありませんか。

大塚学校指導課長： だいたい同じ傾向です。

後藤委員長： 学校ごとの傾向をみようとする、子どもの総数がわかるとよいですね。例えば準要保護が100名を超えていても、黒野とか茜部は人数が多いですから割合が多いかはわかりません。その地域の子供の総数がわかると、もう少しわかるかもしれませんね。

中島委員： このグラフはもっと上がるってことですね。

後藤委員長： これはまだ上がりますね。第2期、第3期とあるから。

中島委員： 第1期でこの数字ってことですね。

後藤委員長： 加算されるわけですから、例年通りでいくと200人くらいですか。

中島委員： 今、生活保護を受ける方がすごく増えてきていると聞いているのですが、そちらが多ければ教育に関わってくるということですか。お父さんたち、お母さんたちが生活保護を受ければ、そこのご家庭が結局こういった申請をされることですね。連動しているということですね。

早川教育長： 給食費の未納はどんな割合になっていますか。

島塚事務局長： 割合でいうと1%です。

大塚学校指導課長： 未納額で言うと0.44%、中学校は0.97%で、全国より若干少ない程度です。

早川教育長： 岐阜市教育委員会名で督促はしていないのですか。

大塚学校指導課長： お支払いくださいという案内を出しています。

中島委員： 駅のアクティブGにパーソナルサポートセンターっていうのがあって、その関係者にお聞きしたのですが、車で生活していらっしゃる方の中に子どもがいて、その子が学校へ行っていないという話をお聞きしました。車で生活しているので岐阜市民とは限りませんが、岐阜市は岐阜市民でなくても生活保護はいただけるのですか。

種田岐阜商業高等学校事務長： 岐阜市に居住していることが要件であって、住民票はなくても構いません。

中島委員： 聞いたところでは、岐阜市はそうした住民票を持たない人に対する生活保護の窓口があるそうですが。

種田岐阜商業高等学校事務長： 生活保護は、住民票がどこにあるかは全く関係がなく、居住している実態があるところで決まります。昔は住居がないといけなかったのですが、いわゆるホームレスの

方も出てきて、受給できるようになったということです。

これは岐阜市だけではないです。全国どこでも同じです。ただ都会の方が多い傾向はあります。

中 島 委 員： 結構それを求めている方もいると聞いています。

大塚学校指導課長： 市内の小中学校に通う子どもたちのうち、車の中で生活してそこから通っている子がいるという話は聞いていません。

中 島 委 員： そうですね。

大塚学校指導課長： もしそういうことがありましたら、学校の方で把握しますし、指導課に連絡が来ます。

中 島 委 員： そういう情報がセンターに来るそうなのでぜひ連携を取っていただきたいです。岐阜市以外の情報も来ますが。

小 野 木 委 員： 中小企業に対して、資金繰りの支援をずっと3年間やっていますが、それが多分来年3月で切れますので、来年以降またこの数字は増えるのではないのでしょうか。今までは資金繰りについて支援をしていましたから。

早 川 教 育 長： 親の収入と子どもの学力は完璧に比例しています。でも経済的な理由で機会均等の原則が崩れてはいけません。

後 藤 委 員 長： 次にいじめ問題に移ります。指導課お願いします。

大塚学校指導課長： 「いじめ問題について」という資料がお手元にあるかと思いますが、今週の火曜日に、市長が定例記者会見の中で、いじめ問題に関わる話をしました。昨日、岐阜市でいじめにかかるネット相談窓口を設ける、という記事が岐阜新聞に掲載されましたし、今お手元に教育長が写った研修会の記事があるかと思いますが、これらと関連するものです。

岐阜市の現状を申し上げますと、いじめの認知件数は減少傾向にはありますが、昨年度は年間1校あたり、小学校で6.2件、中学校で12.4件です。平成21年度、22年度、23年度の市と県の統計がありますが、県は小学校が400校、中学校は200校程度ですので、割っていただくと大体の1校あたり件数が出てきます。

いじめはどの学校でも起こりうる話ですし、それにどのように取り組んでいくかが大事です。

岐阜市のいじめ問題に対する取組みですが、学校がいじめ調査を年に3回行います。7月、12月、3月です。市内の学校はいじめ防止月間といって、6月と11月に各校で工夫して取り組んでいます。全校朝会で校長が話をする、アンケート調査や1人1人との教育相談の中で安心できる集団づくり、声かけ運動というものを展開して温かい雰囲気、学級づくり、児童会・生徒会が集会で学校宣言づくり、学校便りで

保護者や地域に啓発する取組みがなされています。またPTA広報紙等で啓発する学校もあります。そうした取組みを今後も各学校にも広げていければいいなと思っています。

関係機関の様々な電話相談口が設けられていますが、岐阜市では少年センターに「いじめ相談」という電話の窓口を設けています。平成22年度に35件、23年度に26件という状況で、十分に利用されているとは言えない状況ですので、新聞報道にあったように、いじめのネット相談窓口を2学期から開設する予定です。

今後の取組みですが、2学期の始業式で、いじめについて学校はこのように考えています、こんな相談窓口があるのだよ、と校長先生から話していただく予定です。また教員研修として、今お手元の資料にありますように、一般教員を対象として7月26日、27日に、管理職を対象として30日に研修を実施する予定をしております。各校内でも、校長が講話、事例研究などを行っています。

平成26年開設予定の(仮称)総合教育支援センターでは、いじめ問題に対する取組みを充実させる計画を考えています。

参考資料として、教育長のいじめ問題に立ち向かうという講演資料を添付しています。

後藤委員長： 教育長さんお話があれば。

早川教育長： 先ほど大津市の事件が話題になっていましたが、我々も色々な問題点を考えていかなければならない。今一番保護者が知りたいのは、うちの学校はいじめをどう思っているのかということだと思います。そういう話はお耳に入ってきますか。

中島委員： 入ってこないです。

早川教育長： そうですか。校長には始業式にきちんとそのメッセージを出してほしいと言っています。そのために校内のいじめへの対応の仕方について、もう一度再点検をして、体制をとってほしい。いじめる側もいじめられる側も早く止めてほしいということも思っている。特にいじめられている子には、あなたを助けるのは勿論だが、一番問題なのはいじめている子の心の有り様を救ってあげることだよ、自分で声を上げることがいじめている子の心を救うことになるんだよ、ということ話を話して、とにかく学校は情報を得たら大事にしろ、できるだけその日のうちに解決しろ、とお願いしています。

昨日今日、小中学校の先生に、4月以降いじめの相談を受けたことがある人は手を挙げてください、と尋ねたら8割、9割が「ある」でした。中学校が特に多かったです。それはいいことだと褒めました。相談される先生はいい先生だと。問題解決に立ち向かうようにお願いしているのです。

岐阜市でもいつどういことが起きるかわかりません。特に初期対応を誤るといけない。以前の瑞浪市のいじめ自殺事件や今回でも、様子を見るということが報道されています。様子を見るというのは何の解決にもならないので、大ごとにしてその日のうちに問題解決に立ち上がるようにお願いしています。

後藤委員長： ありがとうございます。このことに関して何かございますか。

中島委員： いじめの問題は親の間でもすごく話題になりますが、対応がすごく難しいです。インターネットでも、Twitter、Facebook、ブログ、あらゆるところでそうした事案が出てしまっています。個人ブログにはセキュリティがあつて、学校側がそうしたことを聞いても、アクセスができません。そうした画像を見ることができない現状があります。インターネットの正しい使い方を小中学校のうちに教えていただかないといけません。高校生の100%近くが携帯電話を持っていて、持つなというほうが無理です。今携帯はスマートフォンに変わりつつあり、守ることができません。子ども用携帯ではないので。子どもたちが小中学校のうちに正しい使い方を学ばないとすごく危険です。自分も傷つけることになるし、相手も傷つけてしまう。周りの人を傷つけてしまうことを、きちんと子どもたちに、親に伝えていただきたいです。
今回の大津市の事件を受けて、母親たちと話すところという話題になります。

後藤委員長： 教育長さんの資料は具体的にわかりやすく書いてありまして、私も読ませていただきましたが、良いお話をされていると思いました。

小野木委員： 今回の大津市の事件を見ていて、被害者の子どもさんも加害者の子どもさんも本当のことは言わないのだな、と思いました。その周りの子どもたちに尋ねるしかないのですね。先生も授業中以外のことはわかりません。そこの部分を知っているのはやはり周りの子どもたちですね。
早期発見が一番大切ですが、先生たちが本人同士に尋ねても結局はほとんど解決しないということです。

後藤委員長： いじめ問題だけでなく、平生往生でして、平生にどういう人間関係ができていますかです。いじめ問題だからいじめだけの対応というのではなく、日頃の有り様を培っていかなければならないと思います。
教育長さんが仰っていますが、やはり受け皿をきちんとするということが一番ですし、いじめ問題を表に出すことを恥のように思っははいけませんね。

小野木委員： やはり親に言うべきなのですね。皆さんのお子さんはいじめていませんか。いじめられていますか、ではなく、いじめていませんかと尋ねるべきですね。充分に加害者である可能性はあります。

後藤委員長： いじめられていじめっ子になる子もいますね。

小野木委員： 多分親は自分の子どもに、あなたはいじめられていないか、としか尋ねていないと思います。被害者としか思っはいていません。逆に、あなたはいじめていないか、と尋ねるほうが大事かも知れません。

後藤委員長： そういう面でも従来の親の価値観は変わってきたということですかね。例えば学校から注意を受けたとしたらどんな悪いことをしたのかを尋ねます。従来でしたらこうい

う悪いことをしたと言いますが、今はそうではないところに行きがちです。今仰られたように、親は最初から自分の子どもを庇うところに立ってしまうのかも知れません。だから余計に見えにくくなるのかも知れません。

この問題は今話題になっていますが、非常に大事なところです。また出てきたときに議論を深めていきたいと思います。

ほかにはないようですから、最後に次回以降の定例会の日程を確認したいと思います。次回は8月27日、月曜日、午後1時30分から、教育長室にて開催します。よろしくお願いします。次に、9月の定例会は、9月21日、金曜日、午後1時30分から行います。

続いて秘密会にて審議をいたします。事務局は準備を願います。それでは教育委員会を一旦閉会いたします。

(削除)

後藤委員長： 以上を持ちまして本日の議事は終了し、教育委員会を閉会します。ありがとうございました。

[閉会 午後3時45分]